

あなたの健康ライフを応援します

KATSU



DISPLAY

URL <http://www.sign-ad-displaykenpo.or.jp/>

2010 **春**
no.246

特集号



みなさんの暮らしを支える社会保険 3

みなさんのライフシーンにはいつも健康保険 4

健康保険のしくみ 6

健康保険組合とは

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合は

被保険者

被扶養者（扶養家族）

保険証

退職後は、保険証を速やかに返却してください

保険料

標準報酬月額

任意継続被保険者制度

健康保険の継続給付

法定給付 10

付加給付として受けられる給付 11

後期高齢者医療制度 12

平成22年度保健事業計画 13

健康管理事業 14

各種健診案内

人間ドック指定医療機関一覧

特定健診・特定保健指導

健康づくり事業のご案内 20

健康づくり事業（体育奨励事業）

保養所 22

直営保養所「強羅荘」

一般契約保養所

夏期・冬期契約保養所

ペンション協会

船員保険保養所

さくら総合レジャー

プリンスホテル

ラフォーレ倶楽部

グリーンピア

JTBの協定施設

東振協健康保険組合共同利用保養所

保健指導宣伝事業 28

保健指導宣伝事業

健保ホームページをご利用ください

ジェネリック医薬品を活用しましょう

健保組合が保有する

個人情報の利用目的等 31





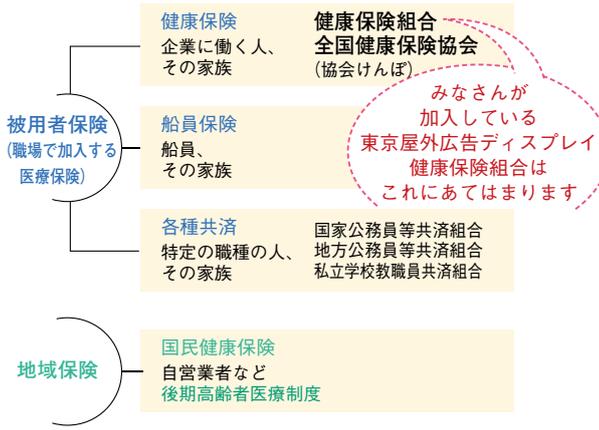
みなさんの暮らしを支える社会保険

病気、けが、介護など、日々の暮らしのなかの方が一に備えて、5つの社会保険制度があります。時と場合によって、利用する制度が違ってきます。

- 1 健康保険
- 2 厚生年金保険
- 3 雇用保険
- 4 労災保険
- 5 介護保険

健康保険

健康保険は日本の医療保険制度で、大きく分けると4つの制度から成っています。国民は必ずいずれかの制度に加入することになっています（国民皆



保険)。どの保険制度に加入するかは、どんな所で働いているかによって決まります（上図参照）。

この冊子では、健康保険について詳しくご説明していきます。

雇用保険

雇用保険は政府が運営しています。これは、働いている人が職を失った時に、本人と家族の生活の安定をはかり、就職を促進させたり、勤労者の能力の開発向上など、『雇用』に関する総合的な機能をもった制度です。

■保険料

賃金の1000分の15・5（被保険者1000分の6、事業主1000分の9・5）。

■求職者給付・就職促進給付を受けるには

失業する前2年間に合計して12カ月以上保険料を納めていることが必要です。

労災保険

労災保険は事業主（会社）の責任によって行われる保険です。労災保険の給付は、業務上、通勤途上の病気やケガだ

けが対象となります。保険料は全額事業主が負担しています。災害の発生しやすい事業ほど高い保険料が定められていて、全業種一律ではありません。

■労災保険給付のいろいろ

二次健康診断等給付、療養補償給付、傷病補償年金、休業補償給付、遺族補償給付など。

通勤災害は労災保険

通勤途上とは「就業に「住居」と「就業の場所」との間を「合理的な経路および方法」によって往復することをいいます。この場合は、健康保険証を使って治療を受けるのではなく、労災保険の適用となります。

介護保険

介護保険は市区町村が運営し、40歳以上のすべての人が被保険者となります。これは、心身の状態や日常生活で本人が自立できない場合に要介護度に応じた介護サービスが受けられる制度です。

■利用できるサービス

訪問介護、訪問看護、訪問入浴サービスなどの「居宅サービス」のほかに、特別養護老人ホーム等への入所といった「施設サービス」、また地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスが提供できる「地域密着型サービス」があります。

■サービスにかかる自己負担

サービス費用の1割を利用者が自己負担します。ただし、低所得者には軽減措置があります。

事故にあって治療を受ける場合



業務外、通勤災害以外の事故でケガをしたときは、①健康保険、②自動車損害賠償責任保険、③加害者直接請求のいずれかの方法で治療を受けることになります。健康保険を使用する場合は、健康保険組合が保険給付をし、その後でケガをした本人・家族に代わって、給付した費用の範囲で加害者（自動車損害賠償責任保険を含む）に損害賠償を請求することになります。

このように事故によるケガに対しては、健康保険でも治療できますが、加害者（自動車損害賠償責任保険を含む）と被害者の間で損害賠償が行われた場合には、その範囲で健康保険での給付は受けられなくなります。事故に遭って健康保険を使って治療を受ける場合は必ず『第三者の行為による傷病届』を提出してください。安易に示談などをしますと、給付が受けられなくなる場合がありますので注意してください。また、交通事故には後遺症の危険がありますので、示談は慎重に行ってください。

みなさんのライフシーンには いつでも健康保険

就職する、結婚する、子どもが生まれる、退職する…、健康保険は、人生のさまざまな場面でみなさんの健康と安心をサポートしています。みなさんの暮らしのなかで健康保険がどのようにかかわっていくのか、どんなときに活用できるのか、ライフシーンごとに紹介します。

入社

健保組合の被保険者に

みなさんは、入社し、会社が加入している東京屋外広告ディスプレイ健保組合の被保険者になっています。被保険者は、業務外の病気やけがで医療機関を受診する場合、保険証（健康保険被保険者証）を提出することで、医療費が3割負担になります（7割は健保組合負担）。医療費の流れは、つぎのページの囲みを見てください。

入院などで働けず給料がもらえないときに支給される傷病手当金等、さまざまな給付もあります。給料・賞与から納める保険料は、これらの給付の財源となります（7-9頁参照）。



出産

一時金・手当金を支給

出産したときは、出産育児一時金（家族出産育児一時金）が支給されます。また、被保険者本人が妊娠・出産のために仕事に就けず給料がもらえないときは、出産手当金も支給されます。



就学前の子どもの医療費は2割

生まれた子どもは届出により被扶養者になります。義務教育就学前の医療費負担は2割、就学後は3割となります。

結婚

被扶養者にもさまざまな給付

結婚して家族となったパートナーは、認定基準をクリアすれば被扶養者になれます。医療費の3割負担など、被保険者と同等の給付があります。

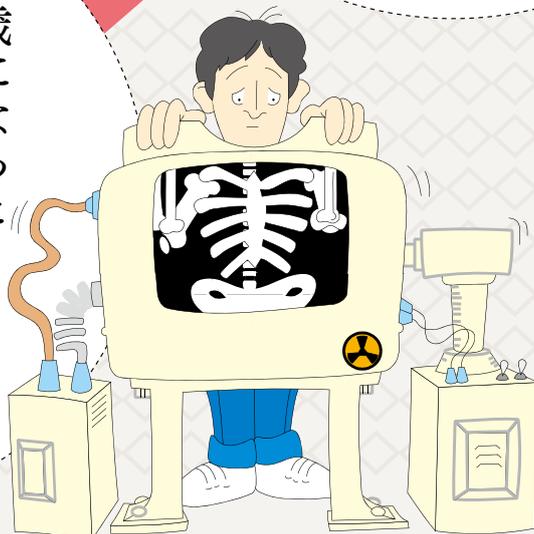


40歳になると

特定健康診査を受診

40歳以上の方に義務化されている特定健康診査を受けることとなります。検査結果によって、特定保健指導を受ける場合があります（19頁参照）。

また、40歳になると介護保険の第2号被保険者となります。健保組合は介護保険料の代行徴収を行います。



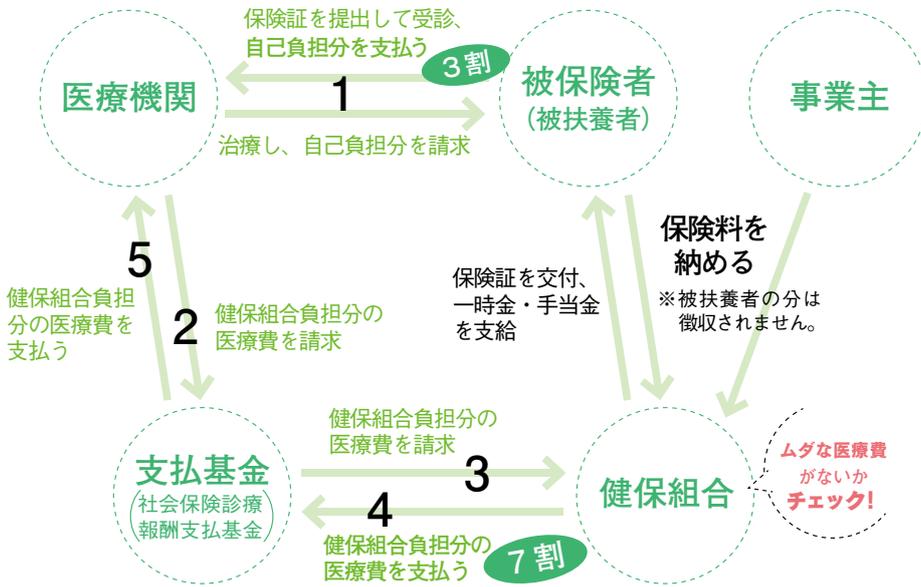
医療費の自己負担はなぜ3割ですむの？

保険証を使って医療機関を受診したとき、みなさんが窓口で支払う医療費は、実際にかかった金額の3割です。残りの7割はどうなっているのでしょうか？

※義務教育就学前までは2割、70〜74歳は所得に応じ1割または3割の負担となります。

医療費の流れ

健保組合は医療費をこうして支払っています



75歳になると

後期高齢者医療制度へ

75歳の誕生日を迎えると、健保組合を脱退して後期高齢者医療制度に加入します。(12頁参照)。



退職

退職後の医療保険を選択

退職後は、そのまま健保組合に残る(任意継続被保険者制度。最長2年間)か、他の組合や医療保険の被保険者・被扶養者になります(8頁参照)。



ほかにも

いろいろな給付があります

- 手術や入院をしたとき
- 立て替え払いをしたとき
- 在宅療養をしているとき

給付の詳細は10-11ページ参照

死亡

遺族に給付金を支給

被保険者・被扶養者が死亡したとき、遺族に対して埋葬料(家族埋葬料)が支給されます。

健康保険のしくみ

健康保険組合とは

厚生労働大臣の認可を受け、本来、国で行うべき健康保険の事業を国にかわって行う公法人です。

現在、サラリーマンの大部分は、大企業が組織する単一健康保険組合や同種同業で組織されている総合健康保険組合に加入しています。

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

屋外広告、ディスプレイを主たる業とする事業所を対象として設立認可された組合で、現在1,193事業所、43,024名の従業員の方が加入しています。

公法人で国の指導監督のもとで運営されています。

被保険者

保険料を払って健康保険に加入している人を被保険者といいます。法人の事務所では常に1人以上、個人の経営する事業所（強制適用とならないものを除く）では5人以上

上の従業員のいる会社、工場、商店など健康保険法で定められた事業所に働く人は、本人の意思にかかわらず、自動的に被保険者となります。

被保険者の資格は採用された日に取得し、退職した日の翌日または死亡した日の翌日に失います。

被扶養者（扶養家族）

健康保険では、被保険者だけでなく、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを被扶養者といいますが、被扶養者の範囲は法律で定められています（下図参照）。

被扶養者の範囲

■被保険者と同居でも別居でもよい人

① 配偶者（内縁でもよい）

② 子、孫

③ 弟妹

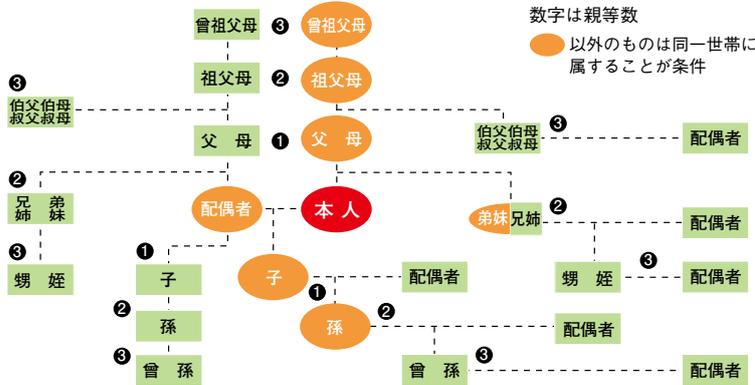
④ 父母など直系尊属

■被保険者と同居が条件の人

① 前記以外の三親等内の親族

② 被保険者の内縁の配偶者の父母・連れ子

③ 内縁の配偶者死亡後の父母・連れ子



被扶養者の収入基準

被扶養者となるためには、主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。収入の基準としては、被扶養者となる人の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。

75歳以上の人

75歳（寝たきり等の場合は65歳）以上の人は、健康保険から離れ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。詳しいことは12頁をご覧ください。

保険証

健康保険に加入すると「健康保険被保険者証」（保険証）が交付されます。これは、健康保険に加入していることを示す身分証明書です。

病気、けがで診療を受けるとき、この保険証を保険医のもとへ持参すれば、わずかな負担で必要な医療が受けられます。つまり、保険証は身分証明書であると同時に金券同様の役割をするので、他人に貸したり、不正に使用することは、厳重に禁止されています。

病気、けがで医者にかかるときは、必ず保険証を持参し、治療が終わったら返却してもらい、大切に保管してください。

保険証に関する手続き一覧

保険証をなくしたとき

ただちに → 「健康保険被保険者証再交付申請書」に「被保険者証滅失届」を添えて提出

被扶養者に異動があったとき

5日以内に → **認定** 「被扶養者(異動)届」に添付書類を添えて提出

5日以内に → **削除** 「被扶養者(異動)届」に保険証を添えて提出

被保険者の氏名や被扶養者の氏名に変更があったとき

5日以内に → 被保険者「氏名変更届」に保険証を添えて提出
被扶養者「異動届」に保険証を添えて提出

被保険者の資格を失ったとき

5日以内に → 「健康保険被保険者資格喪失届」に保険証を添えて提出



退職後は、保険証を速やかに返却してください

最近、退職された方の方なかで、保険証の返却が遅れる方がたびたび見受けられます。退職された場合は、保険証を事業所の事務担当者を経由して速やかに健保組合にご返却ください。

なお、退職後に当組合の保険証で医療機関を受診されますと、無資格受診となり、医療費の全額を負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

保険料

一般保険料

標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて決められます。保険料率は千分の30〜千分の100の範囲内で各健保組合の実情に合わせて自主的に決めることができます。

一般保険料は医療費等の支払いや事業運営のための「基本保険料」と、高齢者医療制度に納付するための「特定保険料」に区分され、被保険者と事業主が共同して負担します。

★育児休業中の保険料免除について

育児休業を取得している間は、申し出をすれば、子が3歳になるまでの間、保険料負担(被保険者分、事業主分とも)が免除となります(ただし休業中のみ)。保険料の免除を受けていても、健保組合からの給付や保健事業については通常どおり受けられます。

調整保険料

健康保険組合は全

平成 22 年度の保険料率の改正にむけて

一般保険料率 (72.8/1000)、調整保険料率 (1.2/1000) および介護保険料率 (10/1000) も前年度と同様です。

当組合の保険料率は、下の表のとおりです。

※なお、医療費の急激な増加ならびに、前・後期高齢者医療制度への納付金および支援金の急増にともない、当健保組合の財政はたいへん厳しい状態が続いています。現在、健康保険料率改正等に関する検討委員会を設置し検討中ですが、組合会において健康保険料率の改正が承認された場合は、年度の途中であっても保険料率が改定されます。保険料率の改定が決定的な場合は、あらためてご案内いたします。

(平成 22 年 3 月分保険料より適用)

	保険料名称	料 率	使 用 目 的	
健康保険料 (料率) 74/1000	一般保険料	72.8/1000		
	内 訳	基本保険料	31.3/1000	保険給付や保健事業への財源
		特定保険料	41.5/1000	高齢者医療制度の納付金等への財源
		調整保険料	1.2/1000	高額医療費の財政調整等への財源
介護保険料		10/1000	市区町村が運営する介護保険制度への財源	

※任意継続被保険者の平成 22 年度の保険料率は上記のとおりですが、平成 22 年 4 月分の保険料からの適用となります。

介護保険料

標準報酬月額・標準賞与額に介護保

国に約 1,500 ありますが、これらの組合が共同して、高額医療費の共同負担事業と財政窮迫組合の助成事業(財政調整)を行っており、この財源にあてるため、各組合は調整保険料を拠出しています。

保険料率を乗じて決められます。一般保険料と同様に被保険者と事業主が共同して負担します。徴収されるのは第 2 号被保険者(40〜64 歳)です。納付された介護保険料は、健保組合の収入とはならず、市区町村が運営主体となる介護保険制度へ移されます。

標準報酬月額

健康保険では、保険料は被保険者の収入に応じて決められます。しかし、被保険者の収入は月によってもちがいますから、計算しやすい単位で区分した仮の報酬を決め、被保険者の給料等をこれにあてはめ、保険料の計算をすることになっています。この仮の報酬を標準報酬といえます。

標準報酬月額とは保険料を計算するときだけでなく、傷病手当金、出産手当金を計算するときにも使われます。また、総報酬制の導入(平成15年4月)により、賞与(ボーナス)からも毎月の保険料と同率の保険料を納めています。

標準賞与額は賞与の1,000円未満の端数を切り捨てた額です。その額の上限は、年度累計で540万円となります。

ボーナス支給月

$$\text{保険料} = \frac{\text{標準報酬月額} \times 74}{1000} + \frac{\text{保険料} \parallel \text{標準賞与額} \times 74}{1000}$$

*任意継続被保険者の方は賞与がありませんので、賞与からの保険料徴収はありません。
標準報酬月額および当組合の保険料月額表は次ページをご覧ください。

*介護保険料に該当される方はそれぞれ10/1000徴収されます。

任意継続被保険者制度

■対象者

2カ月以上健康保険の被保険者であった人が、退職後20日以内に手続きをした場合

■給付内容

退職前と同じ給付を2年間

■保険料

事業主負担分を含めた全額を自己負担

※申請方法及び申請用紙につきましては、当組合ホームページよりダウンロードできます。

健康保険の継続給付

強制被保険者期間が継続して1年以上ある場合は、退職した後も次の給付が受けられる場合があります。ただし、法定給付のみ支給。

傷病手当金	産手当金	出産一時金	埋葬料(費)
受給中に退職し、療養で引き続き働けないとき、支給開始日から1年6カ月間給付を受けられます。(雇用保険の失業給付金と傷病手当金を同時に受給することはできません。)	受給中に退職、出産した場合、定められた期間給付を受けられます。	退職後6カ月以内に出産したとき給付を受けられます。	退職後3カ月以内(1年以上の被保険者期間が必要なし)、または資格喪失後傷病手当金等の給付を受給中、あるいは給付打ち切り後3カ月以内に死亡したとき、給付を受けられます。

国民年金第3号被保険者の届出

国民年金の第3号被保険者に関する各種届出(種別変更、氏名変更、住所変更等)については、第3号被保険者の配偶者(第2号被保険者)が勤務する事業主(会社)を経由して健保組合へ届け出てください。健保組合は所管の年金事務所に届け出ます。

国民年金の第3号被保険者とは？

厚生年金などの加入者本人(国民年金の第2号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。多くは、サラリーマンの妻で専業主婦の方。

届出が必要なとき

- (1) 会社に就職して、健康保険の被保険者となった方に、健康保険の被扶養者となる配偶者がいる場合
- (2) 会社に勤めている方が結婚して会社を辞め、健康保険の被扶養者となる場合
- (3) 健康保険の被保険者の配偶者が、所得減少などによって健康保険の被扶養者となった場合
- (4) 健康保険の被扶養者となっていた配偶者が20歳になった場合

※このほか、第3号被保険者の住所や氏名などに変更があった場合にも、届出が必要になります。



被保険者の方の住所が変わったとき

所定の変更届が当組合にございますので、提出のご協力をお願いいたします。

健康保険 被保険者住所変更届

被扶養配偶者の住所変更届

SAMPLE

標準報酬月額および保険料月額表

(平成 22 年 3 月 1 日より適用)

標準報酬			報酬月額	健康保険料負担額			介護保険料負担額			合計(円)
等級	月額(円)	日額(円)		被保険者(円)	事業主(円)	小計(円)	被保険者(円)	事業主(円)	小計(円)	
				37/1000	37/1000	74/1000	5/1000	5/1000	10/1000	
1	58,000	1,930	63,000円未満	2,146	2,146	4,292	290	290	580	4,872
2	68,000	2,270	63,000円以上～73,000円	2,516	2,516	5,032	340	340	680	5,712
3	78,000	2,600	73,000円～83,000円	2,886	2,886	5,772	390	390	780	6,552
4	88,000	2,930	83,000円～93,000円	3,256	3,256	6,512	440	440	880	7,392
5	98,000	3,270	93,000円～101,000円	3,626	3,626	7,252	490	490	980	8,232
6	104,000	3,470	101,000円～107,000円	3,848	3,848	7,696	520	520	1,040	8,736
7	110,000	3,670	107,000円～114,000円	4,070	4,070	8,140	550	550	1,100	9,240
8	118,000	3,930	114,000円～122,000円	4,366	4,366	8,732	590	590	1,180	9,912
9	126,000	4,200	122,000円～130,000円	4,662	4,662	9,324	630	630	1,260	10,584
10	134,000	4,470	130,000円～138,000円	4,958	4,958	9,916	670	670	1,340	11,256
11	142,000	4,730	138,000円～146,000円	5,254	5,254	10,508	710	710	1,420	11,928
12	150,000	5,000	146,000円～155,000円	5,550	5,550	11,100	750	750	1,500	12,600
13	160,000	5,330	155,000円～165,000円	5,920	5,920	11,840	800	800	1,600	13,440
14	170,000	5,670	165,000円～175,000円	6,290	6,290	12,580	850	850	1,700	14,280
15	180,000	6,000	175,000円～185,000円	6,660	6,660	13,320	900	900	1,800	15,120
16	190,000	6,330	185,000円～195,000円	7,030	7,030	14,060	950	950	1,900	15,960
17	200,000	6,670	195,000円～210,000円	7,400	7,400	14,800	1000	1000	2,000	16,800
18	220,000	7,330	210,000円～230,000円	8,140	8,140	16,280	1100	1100	2,200	18,480
19	240,000	8,000	230,000円～250,000円	8,880	8,880	17,760	1200	1200	2,400	20,160
20	260,000	8,670	250,000円～270,000円	9,620	9,620	19,240	1300	1300	2,600	21,840
21	280,000	9,330	270,000円～290,000円	10,360	10,360	20,720	1400	1400	2,800	23,520
22	300,000	10,000	290,000円～310,000円	11,100	11,100	22,200	1500	1500	3,000	25,200
23	320,000	10,670	310,000円～330,000円	11,840	11,840	23,680	1600	1600	3,200	26,880
24	340,000	11,330	330,000円～350,000円	12,580	12,580	25,160	1700	1700	3,400	28,560
25	360,000	12,000	350,000円～370,000円	13,320	13,320	26,640	1800	1800	3,600	30,240
26	380,000	12,670	370,000円～395,000円	14,060	14,060	28,120	1900	1900	3,800	31,920
27	410,000	13,670	395,000円～425,000円	15,170	15,170	30,340	2050	2050	4,100	34,440
28	440,000	14,670	425,000円～455,000円	16,280	16,280	32,560	2200	2200	4,400	36,960
29	470,000	15,670	455,000円～485,000円	17,390	17,390	34,780	2350	2350	4,700	39,480
30	500,000	16,670	485,000円～515,000円	18,500	18,500	37,000	2500	2500	5,000	42,000
31	530,000	17,670	515,000円～545,000円	19,610	19,610	39,220	2650	2650	5,300	44,520
32	560,000	18,670	545,000円～575,000円	20,720	20,720	41,440	2800	2800	5,600	47,040
33	590,000	19,670	575,000円～605,000円	21,830	21,830	43,660	2950	2950	5,900	49,560
34	620,000	20,670	605,000円～635,000円	22,940	22,940	45,880	3100	3100	6,200	52,080
35	650,000	21,670	635,000円～665,000円	24,050	24,050	48,100	3250	3250	6,500	54,600
36	680,000	22,670	665,000円～695,000円	25,160	25,160	50,320	3400	3400	6,800	57,120
37	710,000	23,670	695,000円～730,000円	26,270	26,270	52,540	3550	3550	7,100	59,640
38	750,000	25,000	730,000円～770,000円	27,750	27,750	55,500	3750	3750	7,500	63,000
39	790,000	26,330	770,000円～810,000円	29,230	29,230	58,460	3950	3950	7,900	66,360
40	830,000	27,670	810,000円～855,000円	30,710	30,710	61,420	4150	4150	8,300	69,720
41	880,000	29,330	855,000円～905,000円	32,560	32,560	65,120	4400	4400	8,800	73,920
42	930,000	31,000	905,000円～955,000円	34,410	34,410	68,820	4650	4650	9,300	78,120
43	980,000	32,670	955,000円～1,005,000円	36,260	36,260	72,520	4900	4900	9,800	82,320
44	1,030,000	34,330	1,005,000円～1,055,000円	38,110	38,110	76,220	5150	5150	10,300	86,520
45	1,090,000	36,330	1,055,000円～1,115,000円	40,330	40,330	80,660	5450	5450	10,900	91,560
46	1,150,000	38,330	1,115,000円～1,175,000円	42,550	42,550	85,100	5750	5750	11,500	96,600
47	1,210,000	40,330	1,175,000円以上～	44,770	44,770	89,540	6050	6050	12,100	101,640

- 健康保険料率は平成 17 年 3 月から 74/1000 (うち平成 22 年 3 月から、基本保険料率 31.3/1000・特定保険料率 41.5/1000、調整保険料率 1.2/1000)
- 介護保険料率は平成 21 年 3 月から 10/1000 (介護保険料は、40 歳以上 65 歳未満の人について、一般保険料に上乗せして徴収されます。)
- 賞与から納める健康保険の保険料の額は、標準賞与額 (賞与の 1,000 円未満切り捨てた額。上限年度 540 万円) に保険料率を乗じた額。

※この月額表は、当組合のホームページより印刷ができます。

法定給付

法律で
決められている
給付です



病気・ケガをしたとき

●**療養の給付** 業務外の事由による病気やケガのため、保険医療機関等で診療を受けたとき

●**保険外併用療養費***

評価療養

- ①「先進医療」としての承認要件を満たしている場合に、医療機関で従来の高度先進医療を受けたとき
- ②医学的な価値が定まっていない新しい治療法や新薬など、将来的に保険導入される療養を受けたとき

選定療養

- ①特別な療養環境など患者が自ら希望して選ぶ療養で保険導入を前提としない療養、例えば差額ベッドへの入院を希望したときなど

●**療養費（家族療養費）**

- ①療養の給付を受けることが困難であると認められたとき
- ②保険医療機関以外の医療機関で治療を受け、これがやむを得ないと認められたとき

●**訪問看護療養費（家族訪問看護療養費）** 医師の指示を受け、在宅の患者に対して訪問看護ステーション等から派遣された看護師等が療養上の世話や必要な診療の補助を行ったとき

●**入院時食事療養費*** 1日3食780円を限度に1食260円（低所得者は負担軽減措置あり）を超えた額

●**入院時生活療養費*** 65歳以上の高齢者が療養病床に入院したとき、食費として1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額、居住費として1日320円を超えた額（低所得者には負担軽減措置あり）

●**移送費（家族移送費）** 次のいずれにも該当すると保険者が認めるとき

- ①移送することにより、保険診療として適切な療養を受けることができること
- ②療養の原因である病気、ケガにより移動が困難であること
- ③緊急その他やむを得ないこと

●**高額療養費（70歳未満）**（70～74歳については12頁参照）／**合算高額療養費**

同一世帯内で自己負担額が21,000円（市町村民税非課税者も同様）以上のものが2件以上ある場合には世帯合算して計算し、80,100円（市町村民税非課税者は35,400円・上位所得者は150,000円）で、一般・上位所得者については1%加算あり）を超えた分が支給されます。（合算高額療養費）

	通常の自己負担限度額	多数該当時の自己負担限度額
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円

1年（12カ月）の間に同一世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合には、4カ月目以降44,400円（市町村民税非課税者は24,600円・上位所得者は83,400円）を超えた分が支給されます。

長期にわたり高額な費用負担をする疾病として、厚生労働大臣が定めた疾病（血友病・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群・人工透析を要する慢性腎不全）について10,000円（人工透析を要する慢性腎不全の場合、上位所得者の方は20,000円）を超えたとき

●**傷病手当金** 病気やケガの療養のため欠勤し給料等を受けていないとき（3日間以上連続して休んでいることが必要）障害厚生年金及び障害手当金（継続給付の方は老齢厚生年金）を受給中の方は、その差額が支給されます。

出産したとき

●**出産手当金** 出産のため分べん日以前42日間（多胎妊娠の場合は98日間）、分べんの日後56日までの範囲内で仕事を休み給料を受けていないとき
※出産日当日は分べん日以前42日間に含まれます。

●**出産育児一時金（家族出産育児一時金）** 被保険者および被扶養者である家族が、妊娠4カ月（妊娠85日）以上で出産したとき（死産、流産を含む）1児につき42万円
※ただし、産科医療補償制度に加入していない分べん機関で出産した場合は1児につき39万円を支給

死亡したとき

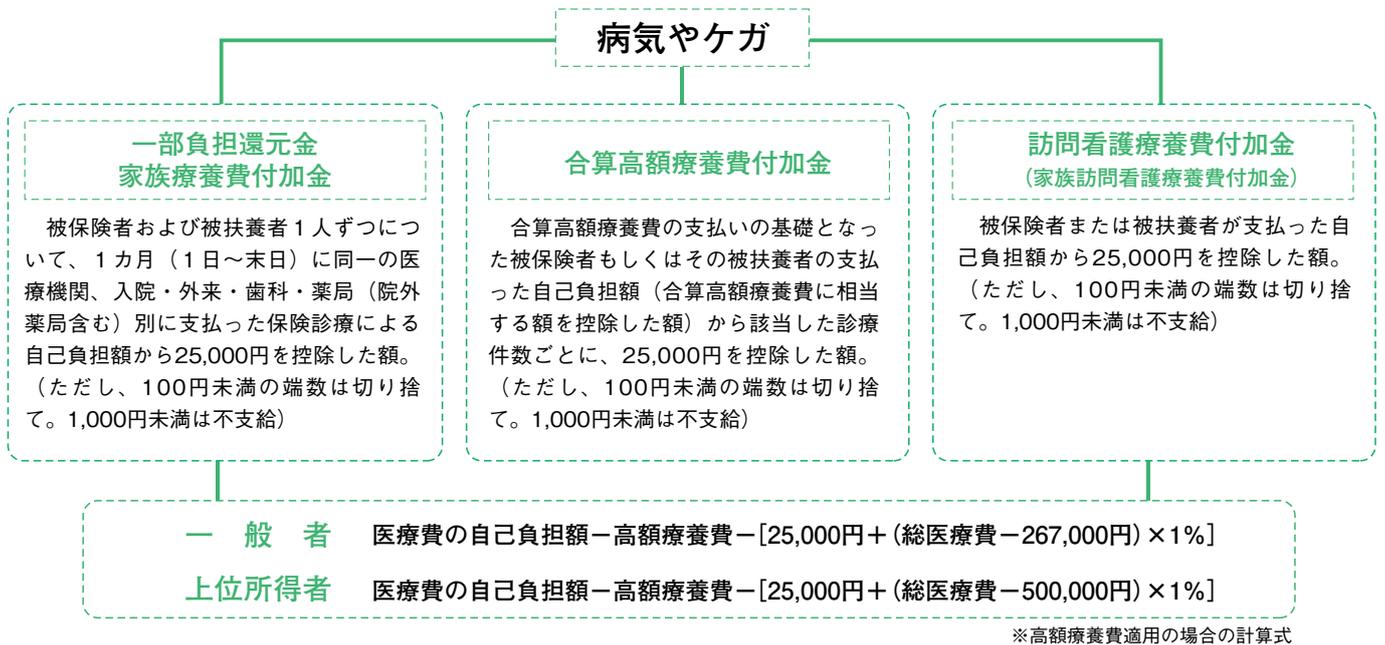
●**埋葬料（家族埋葬料）** 被保険者の死亡当時、被保険者と生計維持関係があったとき 5万円
家族埋葬料は、被扶養者が死亡したとき 一律5万円

●**埋葬費** 被保険者の死亡当時、埋葬料の支給対象者がなく、実際に埋葬を行ったとき 5万円

※被扶養者の「保険外併用療養費」および「入院時食事療養費」「入院時生活療養費」は、家族療養費としてその費用が支給されます。

付加給付として受けられる給付

付加給付とは、当健康保険組合が特別に決めているもので、それぞれの給付にプラスして支給されます。ただし、被保険者の資格を失った後は支給されません。



出 産	出産育児一時金付加金	被保険者が出産をしたとき、1児ごとに16,000円
	家族出産育児一時金付加金	被扶養者である家族が出産をしたとき、1児ごとに16,000円
死 亡	埋葬料（費）付加金	被保険者が死亡したとき、20,000円
	家族埋葬付加金	被扶養者である家族が死亡したとき、20,000円

付加金の支給について

処方せんを受け院外薬局で薬を受け取ったとき、この処方せんを発行した医療機関（病院など）での療養とみなされますので、病院で支払った金額と院外薬局で支払った金額とを合算（同月内に限る）することができるようになります。

給付金等が下記に該当する方は、付加金支給申請書により請求してください（自動払いは、レセプト1件ごとの支払いです）。また、給付金の支払い月に退職されている方についても、高額療養費等付加金支給申請書により請求してください。なお、付加金支給申請書は、電話にて請求してください。

病 院	院外薬局	付加金の受け取り		
		自 動	申 請	
25,000円	0円		×	
20,000円	7,000円	0円	2,000円	申請によって 2,000円支給
27,000円	0円	2,000円	0円	自動払いで 2,000円支給
27,000円	7,000円	2,000円	7,000円	自動払いで2,000円、 申請によって 7,000円支給

※申請払いの場合は、自動払いの分と振込日がずれることがあります。
 ※申請書は診療（療養）を受けた月より3カ月後に提出してください。

健康保険限度額適用認定証について

高額療養費制度では医療費の全額を窓口で支払い、後で自己負担限度額を超えた分が戻り（償還払い）されます。70歳未満の方の入院は、健保組合へ申請して「健康保険限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関へ提出することにより、一医療機関ごとの入院費用の窓口負担額が法定自己負担限度額までとなります。なお、70歳以上の方は申請の必要はありません。



- 健康保険限度額適用認定証の交付対象者
70歳未満の被保険者・被扶養者で、入院中または入院予定のある方が対象となります。
- 健康保険限度額適用認定証の使用について
医療機関等に入院する際、必ず「健康保険証」に「健康保険限度額適用認定証」を添えて窓口へ提出してください。「健康保険限度額適用認定証」は医療機関等で確認後返却されますので、当組合に返還してください。なお、入院時食事療養の標準負担額は対象になりません。

健保へのお問い合わせに係るお願い 各種の電話照会の際には、ご自分の被保険者証の記号・番号を申し添えてください。



後期高齢者医療制度

75歳以上の高齢者はすべて、それまで加入していた健康保険の被保険者・被扶養者の資格を失い、新たに後期高齢者医療制度の被保険者として加入することになります。

後期高齢者医療制度の運営

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに全市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」で、保険料決定、医療費の支給などの事務を行います。なお、保険料の徴収や窓口業務は各市区町村が行います。

後期高齢者医療制度に加入する人

75歳以上の高齢者および65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された高齢者が加入します。後期高齢者医療制度では一人ひとりが被保険者となるため、健康保険の被扶養者だった人も被保険者となります。後期高齢者医療制度の被保険者になると、「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」が1人1枚交付されます。

保険料

保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に納め、その額は被保険者が等しく負担する「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。年金天引きまたは口座引き落としにより徴収されます。

所得の低い人や後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険の被扶養者だった人（自身で保険料を納めていなかった人）は、保険料が軽減されます。

自己負担は所得に応じて1割または3割

保険証を提出して、かかった医療費の1割または3割を窓口で負担します。また、1カ月の自己負担には、自己負担限度額が設けられており、限度額を超えた分は高額療養費が支給されます。入院時の食費・居住費の標準負担額も75歳になる前と同様です。

高額医療・高額介護合算制度について

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減するのが、高額医療・高額介護合算制度です。

この制度は、医療保険の「高額療養費」と介護保険の「高額介護サービス費」の自己負担を合算し、下表の自己負担限度額（年額）を超えた場合は、申請により超えた額が支給されます。

世帯ごとに計算

基本的には、同じ世帯に属する方全員の分を合算して計算しますが、同一世帯でも異なる医療保険に加入している場合は、それぞれの医療保険ごとに合算して計算します。なお、食費・居住費や差額ベッド代などは合算の対象にはなりません。また、70歳未満の方の医療費のうち、月ごと、医療機関ごと（同じ医療機関でも複数の診療科がある場合は診療科ごと）、外来・入院ごとに分けて、自己負担が21,000円未満のものも合算の対象にはなりません。

1カ月単位ではなく1年単位で計算

高額療養費、高額介護サービス費は、1カ月ごと（月初から月末まで）に自己負担を合計して計算していますが、高額医療・高額介護合算制度では、毎年8月から翌年7月までを1年として、この1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額で計算されます。

申請から支給までの流れ

- ① 介護保険の担当窓口へ「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し、「介護自己負担額証明書」の交付を受けます。
- ② 医療保険の担当窓口へ「介護自己負担額証明書」を添付して、「支給申請書」を提出します。
- ③ 医療保険と介護保険のそれぞれから支給額が通知され、その後に支給されます。

自己負担限度額（年額）

保険等区分	所得区分	限度額	
後期高齢者医療制度+介護保険	現役並み所得者	67万円	
	一般	56万円	
	低所得Ⅱ	31万円	
	低所得Ⅰ	19万円	
被用者保険または国民健康保険+介護保険	70~74歳のみ	現役並み所得者	67万円
		一般	56万円
	世帯全体	低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円
	上位所得者	126万円	
	一般	67万円	
	住民税非課税世帯	34万円	

70歳以上75歳未満の自己負担限度額

区分	一部負担	自己負担限度額（世帯ごと）	
		外来（個人ごと）	外来 + 入院
現役並み所得者（注1）	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]（注4）
一般の人	1割（注5）	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ（注2）		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（注3）		8,000円	15,000円

注1：課税所得145万円以上の人等

注2：世帯全員が市町村民税非課税の人等

注3：世帯全員が市町村民税非課税で所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす人等

注4：[]内は、直近12カ月間に同じ世帯で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の金額です。

注5：平成22年4月から一般および低所得者の医療費の自己負担が2割に引き上げられる予定でしたが、その実施は見送られ、平成22年度も1割に凍結されています。

70歳未満の高額療養費の詳細は10頁を参照





保健事業計画

平成 **22** 年度

健康管理事業

生活習慣病予防健診（特定健診）	巡回健診	4月～2月
特定保健指導	特定健診後対象者	[5月～3月]
(社)東振協 婦人生活習慣病予防健診	巡回健診	4月・5月・6月・10月・11月・12月
短期人間ドック	個人健診	通年
生活習慣病・婦人健診	個人健診	通年
遠隔地被保険者健診補助	個人健診	通年
被扶養者健診補助	個人健診	通年
各種精密検査補助	個人健診	通年
インフルエンザ予防接種補助	個人健診	10月～1月

体育奨励事業

潮干狩り割引券配付	木更津市牛込海岸	4月～7月
第38回軟式野球大会	健保グラウンド	4月
第37回高尾山ハイキング大会	薬王院	11月
「セントラルスポーツ」利用補助	東日本エリア	通年
東京ディズニーリゾート利用補助	浦安市	通年
生活習慣病半減運動	各地域（万歩計の貸与）	5月・6月・7月
プール割引券配布	豊島園 他	7月・8月
海の家・山の家開設	房総・伊豆 他	7月・8月

保 養

直営保養所	通年
契約保養所利用補助	通年

保健指導宣伝事業

機関誌「活」発行	5月・7月・10月・1月・3月
健康管理委員	6月・10月・3月
保険証カバー配布	通年
テレビCM「おはよう！けんぽれん」	通年
医療費通知書	6月・9月・12月・3月
ホームページ開設	通年
ジェネリック医薬品利用促進事業	年数回



健康管理事業

健保組合がみなさまの健康をサポートします

健康生活には病気の早期発見・早期治療が鍵となります。積極的に健診をお受けください。



健康管理事業

事業種別	事業概要	実施機関・医療機関・費用等
集団(巡回)健診 生活習慣病予防健診(特定健診)	事業所に勤務する被保険者を対象に、メタボ対策に応じた特定健診(特定健診項目)の含まれた生活習慣病予防健診を、各事業所へ巡回し、あるいは健保会館で実施します。	実施期間 平成22年4月～平成23年2月 担当医療機関 医療法人社団 同友会 〃 進興会 健診負担額 受診者負担2,000円(税込) 健保負担10,020円～16,650円(税別)
婦人生活習慣病予防健診(ハガキ申込み)	女性の被保険者、被扶養者のみなさんを対象に、婦人生活習慣病予防健診を会場別の実施します。(健保組合が行う他の健診との重複受診はできません)	実施期間 平成22年春季・秋期 担当医療機関 東振協契約医療機関による全国エリアにおいて会場を設定 健診負担額 無料 19,190円健保負担(税別)
個人の健診 生活習慣病予防健診(特定健診)	事業所がまとめて行う健診を受診できなかった被保険者あるいは任意に健診を希望する被保険者を対象に、個人の健診を実施します。健保組合の直接契約医療機関より選択し、予約のうえ受診していただきます。	実施期間 平成22年4月～平成23年3月 担当医療機関 都内医療機関13カ所 健診負担額 2,000円(税込) 12,700円～健保負担(税別)
人間ドック健診(平成22年度より、35歳以上の方を補助対象とします)	35歳からの健診として人間ドック健診をお勧めします。精密な体調チェックができる人間ドックは、健保組合の直接契約医療機関より選択し、予約のうえ受診していただきます。	実施期間 平成22年4月～平成23年3月 担当医療機関 都内近郊医療機関53カ所以上(16～17ページ参照) 健診負担額 3割相当額(税別・7割相当額健保負担)
精密健診(2次健診)	各種健診において、再検査、精密検査の判定結果が出た場合に2次健診を実施します。1次健診を受診した医療機関の指示により受診してください。病気の早期発見、早期治療に繋がります。	実施期間 平成22年4月～平成23年3月 担当医療機関 1次健診実施医療機関 健診負担額 全額健保負担 <small>※ただし、保険診療扱いの自己負担は、2次検査の対象となりません。</small>
インフルエンザ予防接種費用補助	インフルエンザの感染予防として、健保組合より予防接種費用の一部を補助します。希望する医療機関で予防接種を受け、全額自己負担した後、健保組合まで補助金申請をしてください。	実施期間 平成22年10月～平成23年1月 実施対象者 健保組合加入被保険者とその被扶養者(受診当日資格のある方に限る) 補助金額限度額 2,000円 <small>※2回接種の場合1回のみを対象とします。</small>
遠隔地被保険者健診補助金 <small>※遠隔地の被保険者の健診は立替払いによる補助金請求としておりましたが、(社)東京都総合組合保健施設振興協会との協力で全国規模に拡大した契約医療機関では、健診費用を一部負担していただくだけで受診していただけます。契約医療機関一覧は当健保組合にお問い合わせください。</small>	都内近郊の契約医療機関を利用できない地方在勤の被保険者を対象に、各種健診の補助金を交付します。医療機関は任意に選択いただき、健診費用を全額自己負担のうえ、後日所定の用紙(遠隔地被保険者各種健診補助金請求書)に領収書(原本)、健診結果報告書(写し)、健康質問票(40歳以上75歳未満の方)等を添付して健保組合まで補助金申請をしてください。	実施期間 平成22年4月～平成23年3月 担当医療機関 任意に指定の医療機関 健診負担額 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診 2,000円(税込) その他の健診 3割相当額(税別・7割相当額健保負担) <small>※各種健診の補助額は、次ページの「被扶養者および遠隔地被保険者補助金一覧表」の額が限度額となります。 <small>※人間ドックの補助は35歳以上の方を対象とします。</small></small>
被扶養者健診補助金 <small>※被扶養者の健診は立替払いによる補助金請求としておりましたが、(社)東京都総合組合保健施設振興協会との協力で全国規模に拡大した契約医療機関では、健診費用を一部負担していただくだけで受診していただけます。契約医療機関一覧は当健保組合にお問い合わせください(人間ドックのみ)。</small>	被扶養者を対象に、各種健診の補助金を交付します。医療機関は任意に選択いただき、健診費用を全額自己負担のうえ、後日所定の用紙(被扶養者各種健診補助金請求書)に領収書(原本)、健診結果報告書(写し)、健康質問票(40歳以上75歳未満の方)等を添付して健保組合まで補助金申請をしてください。	実施期間 平成22年4月～平成23年3月 担当医療機関 任意に指定の医療機関 健診負担額 3割相当額(税別・7割相当額健保負担) <small>※各種健診の補助額は、次ページの「被扶養者および遠隔地被保険者補助金一覧表」の額が限度額となります。 <small>※人間ドックの補助は35歳以上の方を対象とします。</small></small>

※各種申請書はホームページからダウンロードできます。(婦人生活習慣病予防健診は除く)

遠隔地被保険者健診および被扶養者健診の補助金制度を利用する方へのお願い

受診を希望する健診が、以下の特定健診項目を含めた健診であることを必ずご確認のうえ、ご予約いただきますようお願いいたします。

- ①身体診察 ②身長 ③体重 ④BMI指数 ⑤腹囲 ⑥血圧 ⑦中性脂肪 ⑧HDL コレステロール
 ⑨LDL コレステロール ⑩GOT ⑪GPT ⑫γ-GTP ⑬空腹時血糖またはHbA1c ⑭尿糖 ⑮尿蛋白

生活習慣病健診をお勧めします。自己負担が2,000円(消費税込)で受診できるよう、健保組合はみなさまに健康チェックの機会をご提供しております。年齢制限等はありませんので、ぜひ、ご利用ください。
 なお、女性の被保険者および女性の被扶養者は、婦人生活習慣病予防健診をご利用ください。
(2種類) 以降は全額自己負担となります。
ただし、一人年間で一回のみ健保組合から補助が受けられ、二回目

■ 被扶養者および遠隔地被保険者補助金一覧表

健診種別	補助金限度額	遠隔地被保険者 各種健診補助金	被扶養者各種 健診補助金	受診者負担金	
				遠隔地被保険者	被扶養者
短期人間ドック (年度年齢35歳以上)		婦人科なし 34,000円	婦人科なし 34,000円	3割	3割
		婦人科あり 39,000円	婦人科あり 39,000円	3割	3割
生活習慣病予防健診		13,000円	10,500円	2,000円 [*]	3割
婦人健診 (生活習慣病予防健診+婦人健診)		17,000円	13,300円	2,000円 [*]	3割

※は、消費税込。 ◎補助金額に係る消費税相当分も補助の対象とします。

- ・人間ドックは健保組合が7割負担いたします。
- ・生活習慣病予防健診、婦人健診は2,000円を差し引いた額について補助いたします。
- ※ただし、いずれの場合も上にある限度額を超えた場合、受診者負担となります。(オプション検査は対象外)

二次検査は、再検査および請求検査と判定が出た場合は全額補助いたします。ただし以下の場合には対象外となります。

- ・内科にかかわる検査
- ・視力、眼底、聴力、婦人科など、生活習慣病に該当しない検査
- ・医師の判断により治療とみなされた場合(保険診療となります)

生活習慣病予防・婦人生活習慣病予防健診指定医療機関

■ 巡回健診 ◎各種健診の補助は、1人年1回限りです。(1年の期間は、4/1から翌年3/31までの間とします。)

内容 種別	実施 時期	検査項目	実施医療機関	受診者負担金 (被保険者)
生活習慣病 予防健診	4月 ～ 2月	①問診 ②身体計測 ③腹囲 ④視力 ⑤血圧測定 ⑥聴力 ⑦検尿 ⑧胸部X線 ⑨心電図 ⑩血液検査(肝機能ほか) ⑪胃部X線 ⑫便潜血反応 ⑬眼底検査	医療法人社団 同友会 文京区西片1-15-10 ☎3816-2250 医療法人社団 進興会 セラヴィ新橋クリニック 港区西新橋2-39-3 SVAX西新橋ビル5F ☎5408-8181	2,000円 [*] (検査料金は1人12,020円～ 18,650円かかりますが、 10,020円～16,650円は健保 組合が負担します) 健保会館でも行ってます。
特定 保健指導	4月 ～ 3月	生活習慣病予防健診の結果、該当する方に対し、事 業所を巡回もしくは医療機関にて本人に面接をし、 保健指導を行います。	同 上	無 料
婦人生活習慣 病予防健診	春・秋	生活習慣病予防健診の項目(眼底検査は除く)のほ かに乳房診と子宮検査が加わります *聴力は被保険者のみ 婦人生活習慣病予防健診は、年に1回のみ受けら れ、他の健診を希望する場合は、あわせての受診は できません。いずれかを選択してください。	社団法人 東京都総合組合 保健施設振興協会 指定医療機関	無 料 (検査料金は1人19,190円か かりますが、全額、健保組合 が負担します)

※は、消費税込。

■ 個人健診

内訳 地区	医療機関名	所在地	電 話	健診種別	受診料		
					被保険者 受診者負担金	組合 負担金	計
新宿区	新宿健診センター	新宿区歌舞伎町2-31-12	3209-0211	生活習慣病健診	2,000円	14,327円	16,327円
				婦人健診	2,000	15,902	17,902
台東区	鶯谷健診センター	台東区根岸2-19-19	3873-9161	生活習慣病健診	2,000	13,592	15,592
				婦人健診	2,000	15,167	17,167
葛飾区	葛飾健診センター	葛飾区立石2-36-9	3693-7676	生活習慣病健診	2,000	13,592	15,592
				婦人健診	2,000	15,167	17,167
八王子市	八王子健康管理センター	八王子市明神町4-30-2	042-648-1621	生活習慣病健診	2,000	13,592	15,592
				婦人健診	2,000	15,167	17,167
立川市	社東振協 多摩健康管理センター	立川市錦町3-7-10	042-528-2011	生活習慣病健診 ※婦人科オプションあり	2,000	12,700	14,700

※受診負担金は消費税込です。

※上記、医療機関で予約ができない場合、生活習慣病健診および婦人健診については、右記の7医療機関で受診できます。

お申込先は次ページからの人間ドック指定医療機関一覧表に掲載しております。

※被扶養者の方にも、一部負担金(3割相当額)のお支払いで、受診していただけます。

- 平塚胃腸病院附属新宿センタービルクリニック(新宿区)
- 深川ギャザリアクリニック(江東区)
- 平塚胃腸クリニック(豊島区)
- 花輪クリニック(船橋市)
- 城東社会保険病院(江東区)
- スズキ病院(練馬区)
- 豊岡第一病院(入間市)

人間ドック指定医療機関一覧表

内訳 地区	医療機関名	所在地	最寄り駅	電話	受診料		備考
					受診者負担金	契約料金	
千代田区	財健康医学協会附属 東都クリニック	千代田区紀尾井町 4 ホテルニューオータニ 2 F	東メ 赤坂見附 永田町	3239-0302	14,490円 32,340円	48,300円 66,150円	日 帰 り 1泊2日
	財健康医学協会 霞が関ビル診療所	千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 12 F	東メ 虎ノ門 霞ヶ関	3239-0017	14,490円	48,300円	日 帰 り
	財団法人結核予防会 第一健康相談所 総合健診センター	千代田区三崎町 1-3-12	J R } 水道橋 都営	3292-3995	13,545円	45,150円	日 帰 り
	こころとからだの 元氣プラザ	千代田区飯田橋 3-6-5	J R他 飯田橋	5210-6666	14,175円	47,250円	日 帰 り
	医療法人 友好会 秋葉原メディカルクリニック	千代田区外神田 1-16-9 朝風二号館ビル 6 F	J R 秋葉原	3255-8805	11,970円	39,900円	日 帰 り
中央区	財日本健康開発財団 東京・八重洲総合健診センター	中央区八重洲 1-5-20 石塚八重洲ビル 7 F	J R 東京 東メ 日本橋	3274-2861	14,490円	48,300円	日 帰 り
	医療法人社団 神和会 銀座富士クリニック	中央区銀座 4-11-2	都営 東銀座 東メ 東銀座・銀座	3542-8371	12,600円 33,600円	42,000円 63,000円	日 帰 り 1泊2日
	東実総合健診センター	中央区東日本橋 3-10-4	都営 東日本橋 馬喰横山 J R 馬喰町	3669-3861	13,500円	45,000円	日 帰 り
	医療法人社団 湖聖会 銀座医院健康管理センター	中央区銀座 7-13-15	東メ 東銀座・銀座・新橋 都営 築地市場	3541-3340	12,600円 33,600円	42,000円 63,000円	日 帰 り 1泊2日
	日本橋室町クリニック	中央区日本橋本町 1-5-6 第10中央ビル 1 F	東メ 三越前駅 J R 新日本橋駅	3241-2568	13,545円 26,145円	45,150円 57,750円	日 帰 り 1泊2日
港区	せんぼ東京高輪病院	港区高輪 3-10-11	J R 品川 都営 高輪台	3443-9555	12,285円 34,335円	40,950円 63,000円	日 帰 り 1泊2日
	財日本健康開発財団 アジュール竹芝総合健診センター	港区海岸 1-11-2	都営 大門 J R 浜松町	(6月1日より受付) 3437-2701	13,860円 30,660円	46,200円 63,000円	日 帰 り 1泊2日
	鈴木胃腸消化器クリニック	港区芝 5-27-1	都営 三田 J R 田町	3455-6121	12,600円	42,000円	日 帰 り
	新赤坂クリニック	港区六本木 5-5-1 六本木ロアビル 11 F	東メ } 六本木 都営	5770-1250	13,545円 26,145円	45,150円 57,750円	日 帰 り 1泊2日
	医療法人社団 進興会 セラヴィ新橋クリニック	港区西新橋 2-39-3 S V A X 西新橋ビル 5 F	J R 新橋	5408-8181	12,600円	42,000円	日 帰 り
	医療法人社団 同友会 品川クリニック	港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー 1F	J R 品川	6718-2816	11,655円	38,850円	日 帰 り
品川区	医療法人友好会 目黒メディカルクリニック	品川区上大崎 3-11-18	J R } 目黒 東急	3280-5877	11,970円	39,900円	日 帰 り
	医療法人社団 進興会 進興クリニック	品川区大崎 2-1-1 Think Park Tower 3F	J R 大崎	5408-8181	12,600円	42,000円	日 帰 り
新宿区	新宿健診センター	新宿区歌舞伎町 2-31-12	都営 東新宿 J R 新大久保・大久保	3209-0211	11,025円	36,750円	日 帰 り
	平塚胃腸病院附属 新宿センタービルクリニック	新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 5 F	J R 新宿	3346-1152	12,600円 30,450円	42,000円 59,850円	日 帰 り 1泊2日
	医療法人社団あさひ会 西早稲田クリニック	新宿区西早稲田 2-21-16 圓生楼高田馬場ビル 2F	J R 高田馬場	3232-6465	11,970円	39,900円	日 帰 り
	社会保険中央総合病院 健康管理センター	新宿区百人町 3-22-1	J R 新大久保 大久保	3364-0251	11,340円 36,540円	37,800円 63,000円	日 帰 り 1泊2日
	フィオーレ健診センター	新宿区新宿 7-26-9 フィオーレ東京 2F	都営 東新宿	5287-6211	11,025円	36,750円	日 帰 り
台東区	鶯谷健診センター	台東区根岸 2-19-19	J R 日暮里 鶯谷	3873-9161	11,025円	36,750円	日 帰 り
文京区	医療法人社団同友会 春日クリニック	文京区西片 1-15-10	都営 春日 東メ 後楽園	3816-5840	11,655円 31,605円	38,850円 58,800円	日 帰 り 1泊2日
	医療法人社団同友会 深川クリニック	江東区三好 2-15-10	都営 清澄白河	3630-0003	11,655円 31,605円	38,850円 58,800円	日 帰 り 1泊2日
江東区	医療法人財団 三友会 深川ギャザリアクリニック	江東区木場 1-5-25 深川ギャザリアタワー S 棟 3F	東メ 木場	5653-3502	12,285円	40,950円	日 帰 り
	城東社会保険病院	江東区亀戸 9-13-1	J R 亀戸 都営 東大島	3685-1431	11,025円 32,025円	36,750円 57,750円	日 帰 り 1泊2日

受診者負担金 について

- 35歳以上の方が補助の対象となります。
- 日帰り・1泊共補助額は同額です。
- 被保険者および被扶養者の方が受診者負担金のお支払いで、受診していただけます（ただし、婦人科等のオプション検査料は含まれておりません）。

※東メ…東京メトロの略

内訳 地区	医療機関名	所在地	最寄り駅	電話	受診料		備考
					受診者負担金	契約料金	
渋谷区	(財)日本労働文化協会 恵比寿健診センター	渋谷区恵比寿 1-24-4	JR 東メ } 恵比寿	5420-8015	13,545円	45,150円	日帰り
	JR 東京総合病院	渋谷区代々木 2-1-3	JR 新宿	3320-2207	11,700円	39,000円	日帰り
	PL 東京 健康管理センター	渋谷区神山町 16-1	JR 渋谷 小田急・東メ 代々木八幡	3469-1163	16,400円	50,400円	日帰り
	渋谷コアクリニック	渋谷区渋谷 1-9-8 朝日生命宮益坂ビル 3F	JR 渋谷	3498-2111	11,655円	38,850円	日帰り
	フェニクス メディカルクリニック	渋谷区千駄ヶ谷 3-41-6	東メ副都心線 北参道	0120-063-063	12,600円	42,000円	日帰り
豊島区	平塚胃腸クリニック	豊島区西池袋 3-28-1 藤久ビル西二号館 6F	JR 池袋	3984-4316	12,600円 30,450円	42,000円 59,850円	日帰り 1泊2日
	平塚胃腸病院附属 池袋藤久ビルクリニック	豊島区西池袋 1-18-2 藤久ビル西一号館 9F	JR 池袋	5951-1201	13,230円	44,100円	日帰り
	医療法人社団絆 アーバンハイツクリニック	豊島区巣鴨 1-16-2 アーバンハイツ巣鴨B棟	JR 都営 } 巣鴨	3946-6721	12,600円 27,300円	42,000円 56,700円	日帰り 1泊2日
	山口病院	豊島区西巣鴨 1-19-17	JR 大塚	3915-5885	11,025円 29,275円	36,750円 55,000円	日帰り 1泊2日
	山口クリニック	豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 7F	JR 池袋 東メ 東池袋	3988-0100	11,025円 32,025円	36,750円 57,750円	日帰り 1泊2日
練馬区	医療法人浩生会 スズキ病院	練馬区栄町 7-1	西武 江古田 東メ 新桜台 都営 新江古田	3557-3003	12,600円 32,600円	42,000円 62,000円	日帰り 1泊2日
杉並区	(社)衛生文化協会 城西病院 健診センター	杉並区上荻 2-42-11 城西病院 6F	JR 荻窪	3390-6910	11,970円	39,900円	日帰り
足立区	医療法人社団哲仁会 井口病院	足立区千住 2-19	JR 東メ } 北千住	3881-2470	11,340円	37,800円	日帰り
葛飾区	葛飾健診センター	葛飾区立石 2-36-9	京成 立石	3693-7676	11,025円	36,750円	日帰り
立川市	(社)東振協 多摩健康管理センター	立川市錦町 3-7-10	JR 立川 西国立	042-528-2011	11,025円	36,750円	日帰り
	医療法人社団 進興会 立川北口健診館	立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 9F	JR 立川	042-521-1212	12,600円 38,850円	42,000円 68,250円	日帰り 1泊2日
三鷹市	医療法人財団慈生会 野村病院予防医学センター	三鷹市下連雀 8-3-6	JR 京王 } 吉祥寺	0422-47-8811	13,230円 39,480円	44,100円 70,350円	日帰り 1泊2日
八王子市	八王子健康管理センター	八王子市明神町 4-30-2	JR 京王 } 八王子	042-648-1621	11,025円	36,750円	日帰り
町田市	多摩丘陵病院	町田市下小山田町 1491	多摩センター	042-797-1512	11,655円 26,355円	38,850円 53,550円	日帰り 1泊2日
	船員保険 健康管理センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町 43-2	相模 上星川 JR・東急 横浜	045-335-2261	12,600円	42,000円	日帰り
横浜市	横浜北幸クリニック	横浜市神奈川区鶴屋町 3-32-13 第2安田ビル 9F	JR 横浜	045-325-1212	13,545円 26,145円	45,150円 57,750円	日帰り 1泊2日
	医療法人社団 成春会 花輪クリニック	船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 8F	JR 船橋 京成 京成船橋	047-422-2202	12,285円	40,950円	日帰り
入間市	豊岡第一病院	入間市黒須 1369-3	西武 入間市 (送迎バスあり)	04-2933-3345	10,395円 33,495円	34,650円 57,750円	日帰り 1泊2日
仙台市	医療法人社団進興会 エスエスサーティ クリニック健康管理センター	仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル 3階	JR 仙台	022-221-0066	12,600円	42,000円	日帰り
大阪市	PL 大阪 健康管理センター	大阪市中央区南本町 4-2-10	地下鉄 本町	06-6241-0221	14,175円	47,250円	日帰り

人間ドックの 利用のしかた

医療機関にご予約後、健保組合に受診申込書を提出してください。提出されないと、全額自己負担となる場合がありますので、ご注意ください。受診までの流れはつぎのとおりです。

受診希望者（ご本人）⇒医療機関へ予約（電話にて）⇒予約後、健保組合に受診申込書（各種健診受診申込書）を提出⇒健保組合より利用券の発行（受診者へ送付）⇒医療機関より健診資料を送付（受診者へ送付）⇒健診当日の受診（利用券と健診資料を医療機関に提出）

健康診断結果の事業主との 共同利用について

健診の結果を会社に提供することもあります



当健康保険組合が実施した健康診断結果データについて、事業主における労働安全衛生法遵守の目的をもって、「個人情報保護に関する法律」の規定によりつぎの事項を公表のうえ、被保険者の健診結果を事業主に提供し共同利用いたします。ただし、事業主より「健診結果等情報提供願及び誓約書」の提出による申し出があった場合に限りです

1. 事業主と東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合が健康診断結果を共同で利用することについて

当健康保険組合は、事業主が被保険者の健康管理、労働安全衛生法及び関連法令による義務事項を達成するため、当健康保険組合が実施する健康診断結果を提供し、共同利用いたします。

2. 共同で利用するデータの項目

- つぎの健診における以下にあげる項目
- 生活習慣病予防健診（巡回）
- 組合が(社)東京都総合組合保健施設振興協会を通じて契約する医療機関で実施した生活習慣病予防健診

〔項目〕

受診者（被保険者に限る）に係る記号・番号・

氏名・生年月日・事業所名・所在地・電話番号・健診実施機関名称及び労働安全衛生規則第44条に定める健診項目の結果数値・内容・所見及び指導内容

3. 共同で利用するものの範囲

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合
保健事業課
被保険者が加入する事業所の個人情報管理責任者及び健康管理担当部署

4. 共同利用するものの利用目的

- 事業主における健康診断結果記録の作成及び保存と労働基準監督署への報告のため
- 事業主における労働安全衛生法及びその他の関連法令による義務事項達成のため

5. 個人データ管理責任者

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合
事務長
被保険者が加入する事業所の個人情報管理責任者

6. 個人データ提供の
手段または方法

事業主が被保険者の健診結果の提供を希望し共同利用する場合は、「健診結果等情報提供願及び誓約書」を当健康保険組合に提出していただきます。

個人データの提供を希望するにあたっては、被保険者からの同意を得ることについて事業主にお願いしています。

また、個人データは配送が記録される方法をもって事業主親展で提供いたします。

7. 個人データの提供停止の
手続きについて

個人データの共同利用に同意されない場合は、提供の停止手続きを行うことができますので左記へご連絡ください。

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合
個人情報相談窓口（総務課）

TEL03-3576-3511

当健保組合の40～74歳のみなさんは、
全員、特定健診を受けてください

健康保険組合が行う健診事業には、 特定健診が含まれています



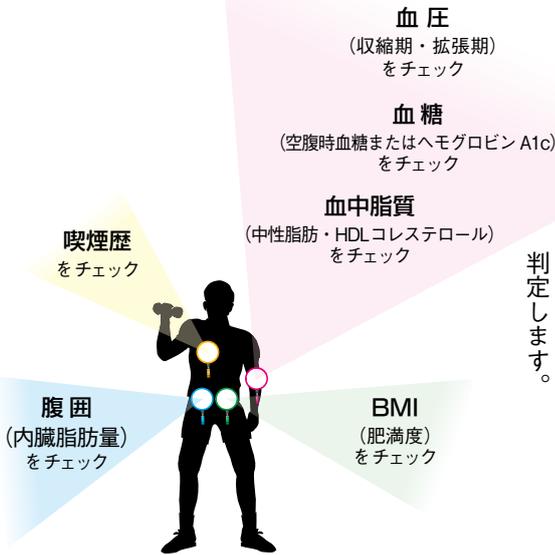
特定健診は、将来の生活習慣病のリスクを早期に発見するために行う健診です。特定健診の対象者は、40～74歳の当健保組合の被保険者と被扶養者の方、全員です。対象者は、「特定健診の検査項目を含む健診」を受けてください。その結果、リスクが高いと判定された方は、医師・保健師・管理栄養士といった専門家といっしょに、生活習慣の改善に取り組むこととなります。

流れをおさらい！ 特定健診

特定健診

1 当組合の実施する 各種健診を受診します

主に次の6つの検査項目から、生活習慣病のリスクを判定します。



2 健診結果が届きます

健診結果によっては、特定保健指導を受けていただきます。

油断は禁物！
基準値を超えていなくても、数値が上昇傾向の人は要注意。早めに対策をとりましょう。



● リスクが低いと判定された方
↓
来年度もこの状態をキープできるようにしましょう。

● リスクが高いと判定された方
↓
「特定保健指導」のご案内が届きます。③へ進んでください。

特定保健指導

3 特定保健指導で 半年後の改善を目指します

リスクの程度によって2つのコースがあります。専門家と相談しながら、半年間、生活習慣の改善にチャレンジします。

リスク中
● 動機付け支援
↓
原則1回、専門家と面談し、行動計画を半年間実践します。

リスク高
● 積極的支援
↓
定期的に専門家のサポートを受けながら、行動計画を半年間実践します。

4 半年後、 改善状況が チェックされます

よい結果が得られるよう、がんばりましょう！



こんな方こそ、「特定保健指導」を積極的にご活用ください

case. 1

ダイエットで
何度も失敗



case. 2

何から
始めていいか
わからない



case. 3

どうにも
やる気が起こらない



※地方の事業所で補助金制度をご利用の場合、40歳以上の方は、必ず特定健診の検査項目を受けてください。

健康づくり事業のご案内



健保組合が行う健康づくりの事業をご紹介します。
 これらは、ハイキングなどの行事を開催したり、
 みなさまが個人でスポーツ施設などを利用したときに補助金を支給したりする事業です。
 みなさまの健康づくり、体力づくりのひとつとして積極的に活用してください。

特別利用券を発行します

潮干狩り割引券配付

- 実施期間 4月～7月
- 場 所 木更津市牛込海岸

海の家・山の家（借上げ施設）

- 実施期間 7月～8月

プール割引券

- 実施期間 7月～8月

夏期・冬期（シーズンスポーツ）施設利用補助

- 実施期間 夏期 7月～8月
冬期 12月～3月

補助額

- 被保険者 1人1泊3,000円
- 被扶養者 1人1泊2,000円

3泊まで補助が受けられますが、組合が借上げた施設を利用した泊数を通算します。また、シーズン施設として組合が指定する施設を利用した場合に限ります。

軟式野球大会

第38回

- 実施日 4月4日（日）

- 11日（日）
- 18日（日）

- 予備日 4月25日（日）

- 場 所 大宮総合グラウンド

さいたま市大字二ツ宮

- 参加料 1チーム 5,000円



生活習慣病半減運動

- 目指せ！1日1万歩！
- 実施期間 5月1日～7月31日
- 万歩計を貸出し
- 記録用カレンダーをホームページから印刷できます

第37回

高尾山ハイキング大会

- 実施日 11月3日（祝）
- 場 所 高尾山薬王院の客殿
- 八王子市高尾2177
- 参加料 1人につき500円
- 小学生未満は無料



© Disney



© Disney

東京ディズニーリゾート

特別割引券使用上の注意

利用券は必ず事業所名および利用者氏名をご記入のうえ、ご利用ください。未記入の場合は利用できません。

- 所在地 千葉県浦安市舞浜 1-1
- 利用できる方 被保険者、被扶養者
- 利用補助金 1人1,000円
- 申込方法 「東京ディズニーリゾート特別利用券申込書」に必要事項を記入して、お申し込みください。特別利用券を発行します。（FAXでのお申込みはご遠慮ください）
※3歳以下は無料ですので発行できません。

詳しくは → <http://www.tokyodisneyresort.co.jp/> をご覧ください。



© Disney

毎日の生活にスポーツを

すこやかな生活習慣が健康な身体をつくります

電設健保 総合健康管理センター

「へるすびあ」

健康づくりセンター

場所 板橋区坂下1-33-12
交通 都営三田線「志村三丁目駅」
下車徒歩5分

利用時間 平日 11:00～22:00
土・日・祝日 10:00～21:00

休館日 月曜日と組合の定めた日

利用料金 平日 1,000円
土・日・祝日 1,300円

施設案内 ゴルフ練習場、多目的ホール、
ランニングコース、プール、
レストラン、フィットネス
ルーム、クアールーム、リラッ
クスルーム、シネマールーム、
マッサージ室、自販機ルー
ム、駐車場

※利用される方は当健保組合へお問
い合わせください。

※中学生未満の方は保護者同伴とな
ります。

セントラルスポーツ

場所 東日本エリア

利用料金 料金はクラブによって異な
ります。窓口支払額(525
円×2、100円)をお支払
いください。施設により負
担額が異なります。

利用方法 健保組合に、所定の申込書
により申込みをしてくださ
い。利用券を発行いたしま
す。利用枚数は1カ月1人
1枚とします。

その他 施設利用中に起きた事故に
ついては責任を負いかねま
すので、利用に際しまして
は、それぞれの施設の諸規
則等を守ってください。

※詳しい内容についてはホームペー
ジ ([http://www.central.co.jp/
corporate/](http://www.central.co.jp/corporate/)) をご覧ください。

※携帯からのセントラルスポーツのご案内

エリア法人会員専用
メールマガジン

ウェルネス・メール 携帯版!

cs@s.mpad.jp
に空メール!

* PHSでのご利用はできません。
* 指定受信設定のお客様は設定を解除してください。

登録無料 キャンペーン情報 最新クラブ情報 登録者限定クーポン

空メールを送信!! 登録メールを受信!! 必要事項を登録!!



FUJIYAMA 倶楽部をご利用いただけます

健康保険組合は本倶楽部の登録会員となっており、保険証提示のうえ、被保険者やご家族のみなさんは優待料金でご利用できます。

HP より、優待料金で利用できるご利用証明書も取得できますのでご活用ください。

<http://www.fujiky.co.jp/club/member.html>

なお、富士急行グループが運営している施設が対象となります。

「FUJIYAMA 倶楽部ご利用証明書」取得のためのID とパスワードは下記のとおりです。

ID

sadk

パスワード

2295

企業向け福利厚生サービス

FUJIYAMA Club
フ ジ ヤ マ ク ラ ブ





施設全景

直営保養所
箱根「強羅荘」

若葉が陽光に映える春、涼しさが心地よい夏、紅葉が見事な秋、
そして静かで落ち着いた冬。
自然の美しさに恵まれた箱根でやすらぎの時を過ごしただけ
高級リゾートタイプの保養施設「強羅荘」。
ご家族の旅行や気のあう仲間とのレジャーに、ぜひご利用ください。

●利用料金

[]内は特別期間料金 (12/31 ~ 1/3)

区分	種別	被保険者および被扶養者	その他
大人 (中学生以上)	1泊2食 (朝・夕)	5,000円 〔7,000円〕	7,000円 〔10,000円〕
子供 (4歳以上小学生以下)		3,000円 〔4,000円〕	4,000円 〔6,000円〕
4歳未満	寝具・食事なし	無料	無料

※入湯税および消費税は別途ご負担いただきます。
※4歳以上小学生以下(子供食提供)の場合で、大人食を希望する場合は、大人料金となります。
※4歳未満で子供食を希望する場合は、子供料金となります。

●キャンセル料

利用する日の2日前	利用料金の50%
利用する日の前日	利用料金の75%
当日	利用料金の100%

※キャンセル料の精算方法は、利用人数の減など現地にて精算ができる場合は現地で行い、その他の場合は健保組合より後日請求させていただきますので、予めご了承ください。
※キャンセルにつきましては、お電話にて健保組合までご連絡ください(ただし、土日・祝日は強羅荘へ直接お電話ください)。



ロビー



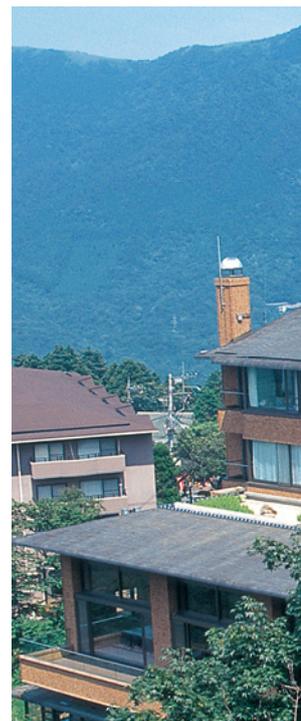
カラオケルーム



温水プール



浴室：泉質は硫酸塩泉で、神経痛、消化器系疾患、疲労回復などに効果があります。



利用方法

① 利用月の2カ月前の10日受付締切（10日が土日・祝日の場合は翌業務日）までに、利用申込書を当組合保健事業課あてに郵送でご提出ください。

利用申込書は当組合ホームページ（<http://www.sign-ad-displaykenpo.or.jp/>）からダウンロードできます。

■ 郵送先
〒170-0004
東京都豊島区北大塚1-21-15
東京屋外広告ディスプレイ
健康保険組合 保健事業課
お問い合わせ
TEL 03-3576-3610

※なお、員外のみでのお申し込みや、同一月内における重複での抽選申し込み、FAXでのお申し込みはご遠慮ください。

客室 205号室からの風景



客室

- ② 定員を超える場合は抽選となります。当選・落選の結果については、どちらの場合も事業所（会社）にご通知します（当選者には、利用券と案内文を同封いたします）。
- ③ 抽選決定後の空室については、利用月の1カ月前の1日（1日が土日・祝日の場合は翌業務日）午後1時30分より電話（TEL 03-3576-3610）にて受付を開始します。
- ④ 1回のご利用につき2泊までとなります（ただし、年末年始・祝日および土日の前日は1泊を限度とします）。
- ⑤ チェックインは午後3時、チェックアウトは午前10時となります。
- ⑥ 利用料金は、利用当日現地において精算、お支払いください。

四季折々の厳選した素材をふんだんに



「強羅荘」のお食事は、会席料理または洋風会席をお選びいただけます。

「強羅荘」施設の利用について

区分		利用時間	利用料金
入浴	午前の部	6:00 ~ 9:30	—
	午後の部	15:00 ~ 23:00	—
会議室（約30名）	10:00 ~ 12:00	2時間単位 5,000円	
	13:00 ~ 15:00		
	15:00 ~ 17:00		
研修室（約40名）	10:00 ~ 12:00	2時間単位 5,000円	
	13:00 ~ 15:00		
	15:00 ~ 17:00		
	18:00 ~ 20:00		
カラオケルーム	15:00 ~ 23:00	1曲 100円	
マージャン室	15:00 ~ 23:00	1卓 4,000円	

※消費税は別途ご負担いただきます（カラオケを除く）。
※付帯施設の利用に伴い、特殊な設備、装置、機械器具を持ち込む場合は、予め当組合にご連絡ください。

その他

- ① 「強羅荘」の空室情報は、当組合のホームページ（<http://www.sign-ad-displaykenpo.or.jp/>）にてお知らせしています。なお、空室の電話予約（TEL 03-3576-3610）を受付いたしております。
- ② 夕食に特別料理をご用意できます。準備の都合上、利用日の前日までにご注文ください。
- ③ 駐車スペースに限り（12台）がありますので、電車等公共交通機関のご利用をお勧めします。お車ご利用の際は、利用申込書にご記入ください。

契約保養施設のご案内

健保組合では、全国のホテル、旅館、民宿と特別利用契約を結び、格安に利用できる契約保養施設として、みなさまに提供しています。旅行におでかけのときは、健保の契約保養施設をぜひ、ご利用ください。補助金も支給されます。

利用補助対象者

被保険者および被扶養者

※利用後の申請は、補助金の対象になりません。

組合からの補助

被保険者 1泊につき 3,000円

被扶養者 1泊につき 2,000円

※保養等を目的とした利用に1人年間5泊の補助をします。

利 用 料

シーズン等で各施設ごとに料金が異なりますので、ご利用される施設に直接ご確認ください。

申込み方法

1 直接、各施設へ予約します。その際、施設へ下記の5項目を伝えてください。

- ★組合名（東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合）
 - ★事業所名（勤務先会社名）
 - ★氏名（利用代表者氏名）
 - ★利用年月日
 - ★人数とその内訳（大人、小人の別）
- ※利用料金は、その際ご確認ください。

2 利用日の2週間前までに、組合所定の「利用申込書」を必ず提出してください。

3 組合から利用者へ「利用通知書」を発行します。

4 ご利用当日、現地施設に「利用通知書」を提出してください。

（注）利用の変更および取消しの場合は、必ず現地の施設に連絡をし、了解を得たうえで、組合にご連絡ください。





家族での楽しい思い出に、保養所をご利用ください。

契約保養施設一覧

詳細は各契約保養施設のホームページまでアクセスしてください！

■ 一般契約保養所

保養所名	所在地	URL
貸別荘 蕨の里	栃木県那須郡那須町 0287-78-1061	http://www.mayunosato.com/index.html
ホテル明賀屋	栃木県那須塩原市 03-5681-2646 (東京案内所)	http://www.myogaya.com/onsen.stm
明賀屋本館		
彩つむぎ		
旅籠屋丸一	群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉 0278-66-0066	http://www.hatagoya-maruichi.com/
宝寿閣	東京都青梅市御岳 0428-78-8448	http://www.k2.dion.ne.jp/~houju/
青らん荘	神奈川県足柄下郡湯河原町 0465-63-3111	http://seiransou.co.jp/
ブルーベリーヒル勝浦	千葉県勝浦市興津 0470-76-3400	http://blueberry-hill.co.jp
ホテル浅間ヶ丘	長野県軽井沢町大字発地字湯河原1097 0267-41-2227	http://www.asamagaoka.com
旧軽井沢ホテル	長野県軽井沢町軽井沢491-5 0267-42-8822	http://www.kyukaruhotel.com
やきもち家	長野県長野市中条日下野5286-1 026-267-2641	http://www.nakajyo-actio.jp/

■ 夏期・冬期指定 (一般契約保養所の補助泊数とは別に3泊の補助金が受けられます)

保養所名	所在地	電話
かどふく (夏期)	千葉県南房総市久枝550	0470-57-2176
大野荘 (夏期)	千葉県夷隅郡御宿町775	0470-68-5511
かたしな高原ホテル (冬期)	群馬県利根郡片品村	0278-58-2161
※白馬アルプスホテル (冬期)	長野県北安曇郡小谷村	0261-82-2811
※グリーンピア大沼 (冬期)	北海道茅渚郡森町赤井川	01374-5-2277
※グリーンピア津南 (冬期)	新潟県中魚沼郡津南町	03-5688-4611 (東京案内所)
セントレジャー舞子ホテル (冬期)	新潟県南魚沼市舞子2056番地108	025-783-3511

● 夏期借上げ施設を利用した場合、利用した泊数を合算し、3泊が限度となりますので、ご了承ください。

※ の施設は通年利用可 (保養所利用補助の対象となります)



家族での楽しい思い出に、保養所をご利用ください。

契約保養施設のご案内

■ ペンション協会

<http://www.jpa.or.jp>

■ 船員保険保養所

<http://www.senpos.or.jp>

次の契約施設は予約センターにお問い合わせください。

■ さくら総合レジャー

<http://www.homepage3.nifty.com/kenpo/index2.html> 予約センター 03-3434-0333

■ プリンズホテル

<http://www.princehotels.co.jp/keiyaku> ●パスワード：prkeiyaku 予約センター 0120-33-8686

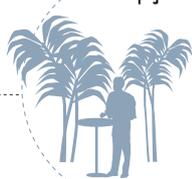
■ ラフォーレ倶楽部

<http://www.laforet.co.jp/member/sign-ad-displaykenpo/> ●ユーザー名：20271
●パスワード：20271cc 予約センター 東京：03-6409-2800 大阪：06-6396-5489

■ グリーンピア (契約施設：大沼・三陸みやこ・津南・せとうち・南阿蘇) <http://www.greenpia-center.co.jp>

※「契約保養所加入員様のページ」よりアクセスしてください。

●ユーザー名：greenpia ●パスワード：center 予約センター TEL03-5688-4611



ラフォーレ倶楽部

お問合せ・ご予約は各ホテル・予約ダイヤル・WEB サイトから



総合リゾートホテルラフォーレ修善寺
0558-74-5489



リゾートホテルラフォーレ強羅
0460-86-1489



リゾートホテルラフォーレ伊東
0557-32-5489



リゾートホテルラフォーレ山中湖
0555-65-8489



リゾートホテルラフォーレ那須
0287-76-3489



ラフォーレ蔵王リゾート&スパ
0224-34-1489



ラフォーレ倶楽部ホテル中軽井沢
0267-44-4489



ラフォーレ倶楽部ホテル白馬八方
0261-75-5489



総合リゾートホテルラフォーレ琵琶湖
077-584-3489



リゾートホテルラフォーレ南紀白浜
0739-82-1489

ラフォーレ予約ダイヤル ➡ 東京：03-6409-2800 大阪：06-6396-5489

営業時間 9:00~17:30 ※音声案内にしたがい、ご希望のメニュー番号を押してください。該当のホテルにおつなぎします。

ラフォーレWEBサイト ➡ plus.laforet.co.jp 会員No. 20271 パスワード 20271cc

東京屋外ディスプレイ健康保険組合WEBサイト ➡ www.sign-ad-displaykenpo.or.jp

ただいま夏のご予約受付中! 空室情報、お得なプラン、イベント情報が満載!

ラフォーレプラス

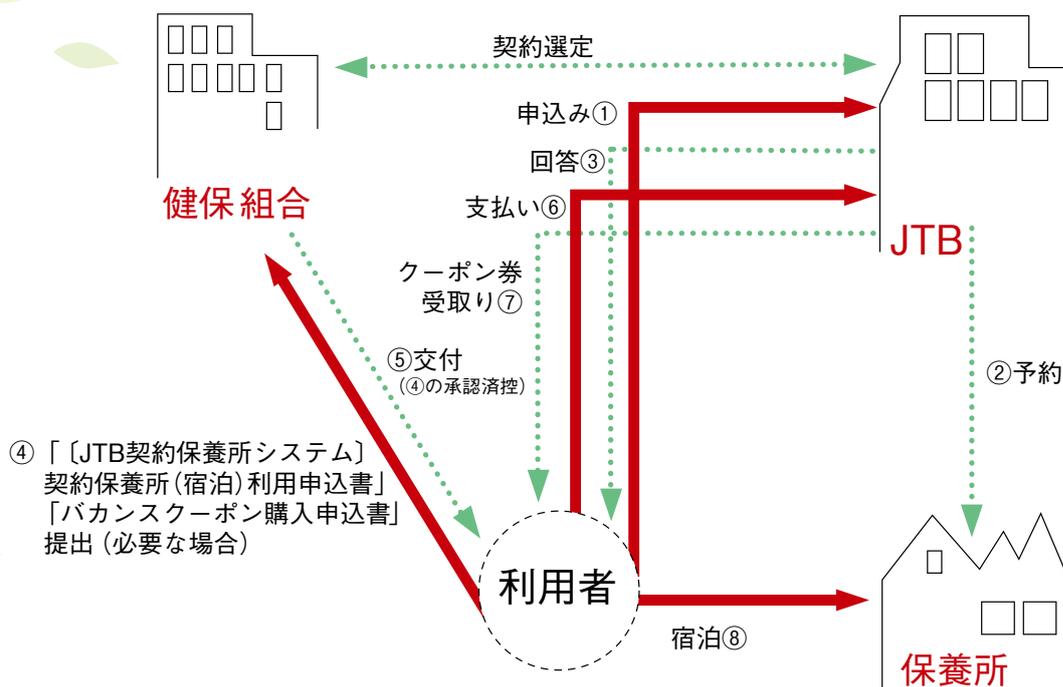
検索

JTBの協定施設

「JTB 契約保養所システム」により、全国 7,300カ所の宿泊施設が利用できます。

「JTB 契約保養所システム」とは、JTB が厳選して協定している全国の旅館、ホテル、民宿などを、そのまま健保組合の契約保養所として利用できるシステムです。

宿泊に伴って利用できるバカンスクーポン（201km を片道で超える往復の場合で大人と子どもあわせて2名以上はJR乗車券が2割引）の利用もできます。ただし、一部特別期間を除きます。詳しくはJTB窓口にてお問い合わせください。利用方法は図をご覧ください。



「[JTB 契約保養所システム] 契約保養所(宿泊)利用申込書」および「バカンスクーポン購入申込書」が必要な方はJTB各営業所または健保組合までご連絡ください。

<http://www.jtb.co.jp/e>

その他の健康保険組合が
運営している保養施設

東振協健康保険組合共同利用保養所 (補助金の対象外施設です)
<http://www.toshinkyu.or.jp/resort/index.html>

保健指導宣伝事業

HOTな健康情報をお伝えします

健保組合では、広報機関誌『活』や健保ホームページ（次ページ参照）で、みなさまに役立つ健康情報の提供や各種事業活動の広報を積極的に行っております。

また、本年度も、各事業所に配置している健康管理委員を中心として、健康保険組合の健康管理事業、広報活動等を積極的に推進します。

事項	実施時期	内容
広報機関誌『活』	5月・7月・ 10月・1月・3月	全被保険者を対象に発行します。保健事業についての「特集号」を5月に配布します。
健康管理委員	6月 10月 3月	健康保険および健康管理に関する情報、知識を広く被保険者に周知し、健保組合が行う事業の有効かつ円滑な実施を図るため、健康管理委員および事務担当者を対象に講演会、講習会を開催します。
共同保健指導宣伝事業	通年（土曜日）	健保連と共同で、情報提供型テレビCM「おはよう！けんぽれん」を放映
医療費通知	6月・9月・ 12月・3月	年4回、医療費について、被保険者や家族がどのくらい病院等に支払っているかチェックしていただくため、通知をします。
ホームページ開設	通年	健保組合のホームページを開設し、被保険者や家族のみなさまに、健康情報や保健事業のご案内をしております。
ジェネリック医薬品利用促進通知	年数回	ジェネリック医薬品の利用促進のために自己負担軽減の通知をします。



こんなサービスを行います

健保連 東京連合会
高齢者保健福祉支援センター（共同利用施設）

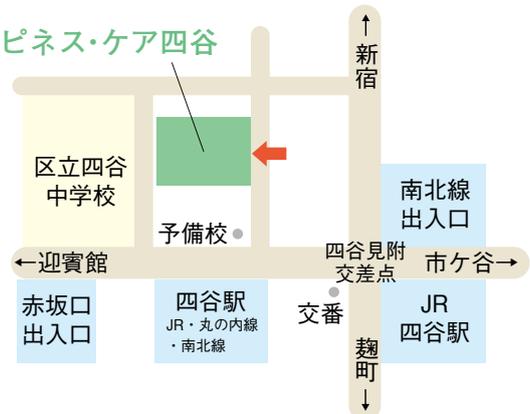
ハピネス・ケア四谷

高齢社会に備え、お年寄りやその家族のみなさまの保健、福祉に関する相談や在宅介護のお手伝いをします。

- 自立生活（訓練）や健康・体力づくりの指導、相談、情報提供など
- 健康管理相談室
TEL 03-5360-1716
平日（月曜～金曜）
午前10時～午後5時

5月～8月改装工事のため
閉館します。

ハピネス・ケア四谷



●所在地
新宿区四谷 1-1-2

●交通
JR 四谷駅下車 3分
東京メトロ（丸の内線・南北線）四谷駅下車 3分
<http://www.kprt.jp/kaigo/>

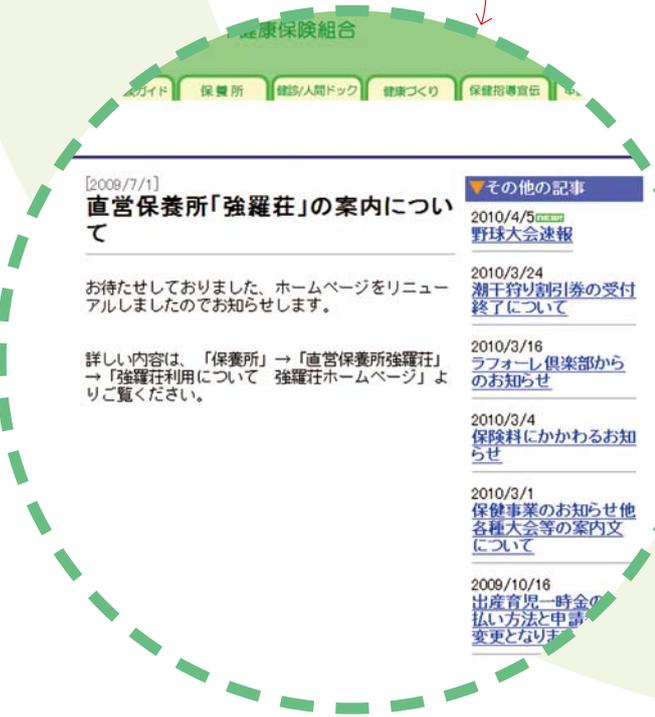
健保ホームページをぜひ利用ください



- ↓ 健康保険とはどんな制度なのか、しくみがわかります。
- ↓ こんなときはどんな手続き、書類が必要か、基本的な内容がわかります。
- ↓ 私たちの健保組合の概要がわかります。
- ↓ 健診の受け方や健診機関がわかります。
- ↓ 健保が行う各種行事のご案内

- ↓ が掲載してあります。
- ↓ 健保直営の保養所、契約保養所など、割安料金で利用できる施設が紹介してあります。
- ↓ 届け出をするときに必要な申請書、請求書類の記入例を見ることができ、申請書をダウンロードして印刷し、使用できるものもあります。
- ↓ 当健保組合に加入するための

- ↓ 手続き方法やメリットを説明しています。
- ↓ 「こんな給付は受けられるの?」「申請書はいつまで提出すればいいの?」などなど、みなさまからよく問い合わせのある質問について、Q & A方式で説明しています。



最新のニュースとお知らせが
随時更新されています。



夏頃をめどに『ジェネリック医薬品利用促進通知』をお届けする準備を進めています



後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更不可の場合、以下に署名	
保険医署名	
公費負担者番号	
公費負担医者の受給者番号	

ここに医師の署名がない場合はジェネリック医薬品に変更が可能です。

当健保組合では、病・医院にかかれて薬を処方された方のなかで、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更が可能な方々（*）に対して、夏頃をめどに、専門業者を通じて「ジェネリック医薬品利用促進通知」をお届けする予定です。

先発医薬品からジェネリック医薬品に替えることで、みなさんの自己負担が軽減されることはもちろん、高騰し続けている医療費に歯止めをかけることが可能です。

通知を受けられた方は、お医者さんや薬剤師に相談され、ジェネリック医薬品をご利用になられてはいかがでしょうか？

*慢性疾患で、病・医院にかかれていて、先発医薬品を処方されている方が対象です。また、処方されている先発医薬品に代わるジェネリック医薬品がある場合にのみ通知をします。なお、委託業者に提供する個人情報データは、個人情報保護法に基づき適正に管理・運用が行われます。

ジェネリック医薬品に替えてもらうには？

まずは医師に尋ねてみましょう

現在治療中の方で、処方されている薬がジェネリック医薬品に変更されていない場合は、医師に尋ねてみましょう。言いにくい場合は、つぎのように尋ねてみるとよいかも知れません。「ジェネリック医薬品を試してみることができませんか？」「同じような成分で安い薬がある」と聞いたのですが？」「先発医薬品が処方されているのはなぜですか？」「厚生労働省の働きかけもあり、ジェネリック医薬品の活用に積極的に取り組む医療機関が増えつつあります。あまり難しく考えずに気楽に尋ねてみましょう。」

処方せんの医師の署名または押印をチエック

処方せんの様式は、ジェネリック医薬品への変更がすべて不可の場合に医師の署名または押印がしてあります。つまり、医師の署名がない場合には、薬局で薬剤師に相談すればジェネリック医薬品に変更できます。

現在治療中で、院外処方調剤薬局で薬を受け取っている方は「ジェネリックを処方してもらえますか？」と、薬剤師にひとこと伝えてみましょう。

ジェネリック医薬品がある薬局

日本ジェネリック医薬品学会では、ジェネリック医薬品が300種以上そろっている薬局にゴールド、患者の依頼や相談に積極的に対応することを宣言した薬局にシルバーの、ジェネリック医薬品推奨マークを発行しています。薬局選びの参考に。



ジェネリック医療品推奨マーク（ゴールド）



健保組合が保有する個人情報の利用目的等

区分	健保組合等の内部での利用に係ること	他の事業者等への情報提供を伴うもの
1 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付および付加給付等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費および一部負担還元金等の自動払い ・健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業 ・柔道整復の受診照会 ・(社) 東京都総合組合保健施設振興協会の出産費資金および高額療養費つなぎ資金の貸付制度 ・高額療養費、付加給付の適正支給のため一定の受診者に関する地方自治体等の医療費助成制度情報を取得すること ・医療機関、薬局からの受診資格の有無の照会に対する回答 ・無資格受給者分レセプトの再審査請求のため当組合以外の健康保険情報を取得すること ・公害健康被害補償法該当者の実施自治体への求償 ・第三者行為に係る損保会社等への求償
2 保険料の徴収等に必要な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格の確認ならびに標準報酬月額および標準賞与額の把握 ・健康保険料、調整保険料、介護保険料の徴収 ・被扶養者の認定 ・健康保険被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者等の資格等におけるデータ処理の外部委託
3 保健事業に必要な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の保持増進および疾病の早期発見のための健診、指導、相談、健康教育等の実施 ・健康増進施設（保養所等）の運営 ・健康づくりのための組合行事およびキャンペーン等の実施・報告 ・組合事業の啓蒙または健康知識を普及するための機関誌等の作成・配布 ・特定健診及び保健指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への健診の委託 ・健診データ処理等の外部委託（委託健診分等） ・各種指導・相談に係る産業医、保健師、看護師への委託 ・健診した加入者の医療機関への紹介状 ・健康増進施設（直営保養所等）の運営委託・共同事業 ・医療費適正化のための家族分を含めた医療費通知 ・機関誌等の配送の外部委託 ・健康づくり等のための健康保険組合連合会主催および(社) 東京都総合組合保健施設振興協会主催の共同事業 ・健診結果の事業主への提供
4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータの内容点検・審査の委託 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託 ・レセプト内容点検の医療相談 ・地方自治体からの医療費助成制度に係るレセプト内容の照会 ・地方自治体医療費助成制度該当者の高額療養費代理受領分の確定額照会と支払い ・柔道整復師からの療養費支給申請書のパンチ入力・画像取込み処理・内容点検等の外部委託 ・「ジェネリック医薬品利用促進通知」作成・通知業務等の外部委託
5 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費および疾病の分析・調査 ・傷病・負傷原因の照会 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費適正化のための高齢者訪問指導事業の委託 ・医療費分析および医療費通知に係るデータ処理の外部委託
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・健保組合の管理運營業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料 ・健保組合の管理運營業務に係る記録資料 ・適正な経理事務の執行 ・組合会議員選挙に係る郵便投票の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談または届け出等 ・学術研究のための健診データ等の提供 ・業務の適正処理のための照会または回答

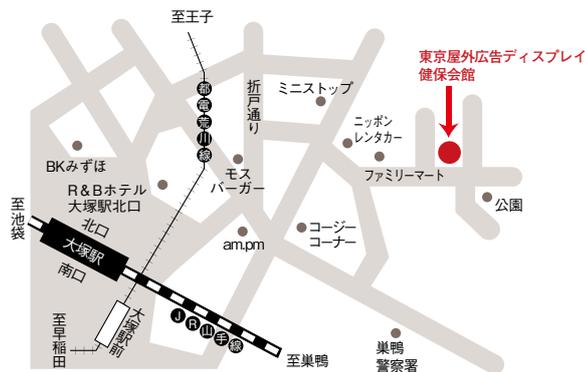
(注) なお、次の事項については特に意思表示が行われない場合は、個人情報の利用についてみなさまの同意が得られたものとさせていただきます。不都合のある方は、当組合までご連絡ください。

- 高額療養費および一部負担還元金、付加給付等を本人の申請に基づかず事業主経由で行うこと。
- 給付金支給一覧表を事業主に送付すること。
- 医療費通知を世帯まとめて送付すること。

- 負傷原因の問い合わせを事業主経由で行うこと。
- 医療機関、薬局からの受診資格の有無の照会に対する回答を行うこと。
- 高額療養費、付加給付の適正支給のため一定の受診者に関する地方自治体等の医療費助成制度情報を取得するとき。
- 無資格受給者分レセプトの再審査請求のため当組合以外の健康保険情報を取得するとき。



会議等に健保会館を
ご利用ください。
お申し込みは健保組合まで。



● 交通 ●

JR 山手線大塚駅下車、徒歩約 5 分

発行所